

視聴覚教材(DVD)・機器利用方法

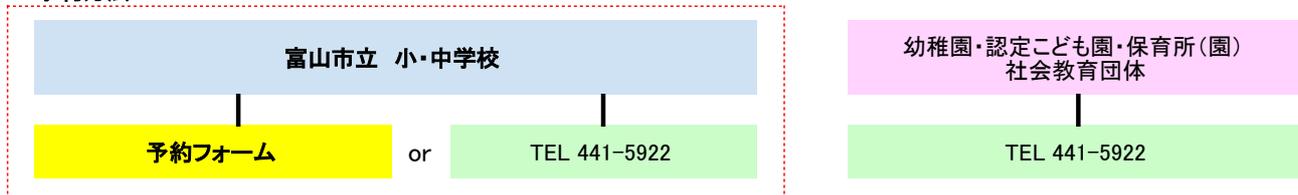
1 趣旨

富山市教育センターでは、学校(園)等の視聴覚教育の充実を目的として、視聴覚教材や視聴覚機器を貸し出します。

2 利用対象団体

富山市立小・中学校、富山市内の幼稚園、認定こども園、保育所(園)、社会教育団体 等

3 予約方法



※予約手順

(富山市立小・中学校の場合)

① [視聴覚教材\(DVD\)・機器目録ファイル\(Google スプレッドシート\)](#)

で利用状況を確認する。

② [予約フォーム\(Google Forms\)](#)に入力、送信する。

※小中学校以外の方は、利用できません。

(小・中学校以外の場合)

① 富山市教育センターHPの「配布文書」カテゴリから目録ファイル(PDF・エクセル)を確認する。

② 441-5922へ電話する。

4 予約受付時間

予約フォーム・・・24時間対応

電話・・・平日 午前8時30分～午後5時15分

5 貸し出し期間

原則として視聴覚教材(DVD)・機器は **1週間以内** * 延長したい場合は、事前にご相談ください。

6 視聴覚教材(DVD)貸し出し枚数

原則として4枚まで

7 受け渡し方法

	利用可能団体	方法
視聴覚教材(DVD)	富山市立幼稚園・認定こども園・保育所・小・中学校	Toyama Sakuraビルで受け渡し・文書交換より選択
	その他	Toyama Sakuraビルで受け渡し
機器	富山市立幼稚園・認定こども園・小・中学校 その他	Toyama Sakuraビルで受け渡し

8 返却される際の注意点

- ・ 視聴覚教材(DVD)・機器に損傷または紛失がないかをご確認いただき、貸し出しの際にお渡しする「**視聴覚教材(DVD)・機器使用状況報告**」に記入してから返却してください。
- ・ 損傷または紛失した場合は、速やかにその旨をお知らせください。

9 その他

- ・ 他の団体に譲渡したり、転貸したりしないでください。
- ・ 次に該当する場合は、貸し出しできません。
 - ① 営利を目的として使用する場合
 - ② 特定の政治団体または宗教団体の宣伝目的のために使用する場合
 - ③ 企業内での社員研修として使用する場合
 - ④ 著作権法に触れる場合
 - ⑤ 屋外で使用する場合
 - ⑥ 市外・県外で使用する場合
 - ⑦ その他、所長が教育的見地から利用が不適切と判断した場合

10 申込み・問い合わせ先

〒930-8510 富山市新桜町6-15 Toyama Sakuraビル6階 富山市教育センター 教育DX推進係 TEL 441-5922

※ **プログラミング教材の借用(富山市内小・中学校)については、デジタル版ははじめの一步を参照してください。**